

略 歴 書

登録申請者
 管理建築士

〔記入注意〕

- 1 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
- 2 職歴の欄は、最近のものから順次記入してください。
- 3 勤務先の欄は、自家営業の場合は「自営」、無職の場合は「無職」と記入してください。
- 4 □のある欄は、該当する□を■に塗りつぶしてください。
- 5 年月日は、和暦(大正・昭和・平成)で記入してください。

(2部提出)

ふりがな				生年月日		年 月 日	
氏名		印					
建築士の資格		<input type="checkbox"/> 一級建築士 <input type="checkbox"/> 二級建築士 <input type="checkbox"/> 木造建築士 <input type="checkbox"/> なし		登録番号			
				登録を受けた都道府県名 (二級建築士又は木造建築士の場合)			
学 歴	年月		学校名及び学科名			卒業・修了・中退の別	
	年 月						
職 歴	期 間 年月～年月		勤務先			地位・職名	
現住所 〒							

誓約書

(2部提出)

登録申請者(営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。)及び登録申請者が法人である場合における当該法人の役員を含む。)が下記のいずれにも該当しないことを誓約します。

平成 年 月 日

登録申請者の
氏名又は名称

印

指定事務所登録機関
(一社)岡山県建築士事務所協会会長 殿

(署名)

記

- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 成年被後見人又は被保佐人
- 3 禁錮(二)以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から5年を経過しない者
- 4 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から5年を経過しない者
- 5 建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者
- 6 建築士法第26条第1項又は第2項の規定により建築士事務所について登録を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者(当該登録を取り消された者が法人である場合においては、その取消の原因となつた事実があつた日以前1年以内にその法人の役員であつた者でその取消の日から起算して5年を経過しないもの)
- 7 建築士法第26条第2項の規定により建築士事務所の閉鎖の命令を受け、その閉鎖の期間が経過しない者(当該命令を受けた者が法人である場合においては、当該命令の原因となつた事実があつた日以前1年以内にその法人の役員であつた者でその閉鎖の期間が経過しないもの)
- 8 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から5年を経過しない者(第八号において「暴力団員等」という。)
- 9 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- 10 建築士事務所について建築士法第24条第1項及び第2項に規定する要件を欠く者
- 11 禁錮(二)以上の刑に処せられた者(3に該当する者を除く。)
- 12 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築物に関し罪を犯して罰金の刑に処せられた者(4に該当する者を除く。)

[記入注意]

- 1 登録申請者が法人である場合には、法人の代表者の氏名を併せて記載してください。
- 2 3から9まで、11又は12のいずれかに該当するときは、該当事項を抹消し、かつ、上欄にその事実をできるだけ詳細に記入してください。

誓 約 書

私は _____ の管理建築士として
専任することを誓約します。

平成 年 月 日

() 登録 第 号

住所

氏名

印

(署 名)


指定事務所登録機関
(一社)岡山県建築士事務所協会会長 殿

建築士事務所の写真

建築士事務所名称	
外部 (建物の外観)	写真貼付
内部 (設計室のCAD、 製図機械等を入れ、 室内全景を写す。)	写真貼付
登録標識 (記載文字が 識別できるよう 大きく写す。)	写真貼付

※デジタル写真可。(カラー)

建築士事務所の付近見取図

建築士事務所名称	
<p data-bbox="231 313 327 436">北 </p>	

所在地確認書

1. 登録申請者: _____
電話番号: _____
事務所の所在地: _____

2. 事務所の所在地は、
(イ)都市計画区域内 (ロ)都市計画区域外

3. 2で(イ)にチェックした方にお尋ねします。
事務所の所在地は、
(イ)市街化区域 (ロ)市街化調整区域
(用途地域: _____)
※上記の用途地域で事務所を営業することができるか、ご確認ください。

4. 3で(ロ)にチェックした方は、下記の窓口で事務所を営業することができるかご確認いただき、その理由を記入してください。

事務所の所在地が、
岡山市、倉敷市、玉野市 → 各市役所 都市計画法(開発)の担当課

総社市、赤磐市、浅口市、早島町 → 岡山県 建築指導課 開発指導班

※確認窓口および担当者名 (_____)

【確認の結果】できる場合、都市計画法上の理由